

発行日: 2014年04月17日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

製品名 :SSEガード

会社名 :山一化学工業株式会社

住所 :東京都台東区上野1-10-12(商工中金・第一生命上野ビル10F)

担当部署 :生産本部那須工場技術課

電話 :03-3832-8121

FAX :03-3835-3820

緊急連絡先電話 :0287-98-2780

製品番号(SDS NO) :05011001-1

### 2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

GHS分類区分に該当せず

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 :混合物質

成分名	含有量(%)	CAS No.	化審法番号
水	90-100	7732-18-5	-
防錆成分	1-5	企業秘	収載
トリエタノールアミン	<1	102-71-6	2-308

### 4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

### 5. 火災時の措置

適切な消火剤

この製品自体は燃焼しない。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏洩した場合、漏洩物を回収する。作業には適切な保護具を着用する。

回収、中和 ならびに 封じ込め及び浄化の方法/機材

掃き集めて、容器に回収する。

二次災害の防止策

排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

漏洩物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。

関係者以外は近づけない。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 安全取扱注意事項

換気のよい場所で使用する。

必要な保護具を着用する。

#### 配合禁忌等、安全な保管条件

##### 適切な保管条件

直射日光を避ける。

冷暗所にて保管

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 職業暴露限界値、生物学的限界値等の管理指標

#### 許容濃度

(トリエタノールアミン)

ACGIH(1990) TWA: 5mg/m<sup>3</sup> (眼および皮膚刺激)

#### 保護具

##### 呼吸用保護具

換気が十分でない場合は、呼吸用保護具を着用する。

##### 手の保護具

保護手袋を着用する。

##### 眼の保護具

保護眼鏡を着用する。

##### 皮膚及び身体の保護具

保護手袋および保護衣を着用する。

顔面保護具を着用する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状態

形状 :無色透明液体

### 物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲

初留点/沸点 : $\geq 100^{\circ}\text{C}$

比重/密度 :1.0 (20 C)

### 溶解度

水に対する溶解度 :溶ける

---

## 10. 安定性及び反応性

### 安定性

予期される通常の保管および取り扱いの条件において安定と考えられる。

---

## 11. 有害性情報

### 物理的、化学的及び毒性学的特性に関係した症状

#### 局所効果

皮膚腐食性・刺激性

皮膚腐食性/刺激性成分データ

[日本公表根拠データ]

(トリエタノールアミン)

ラビット 560 mg/24H ; MILD

眼に対する重篤な損傷・刺激性

## 眼損傷性/刺激性成分データ

[日本公表根拠データ]

(トリエタノールアミン)

ラビット 10 mg ; MILD

## 感作性

皮膚感作性成分データ

[日本公表根拠データ]

(トリエタノールアミン) cat.1; ACGIH 7th, 2001

## 発がん性

(トリエタノールアミン)

IARC-Gr.3: ヒトに対する発がん性については分類できない

---

12. 環境影響情報

## 生態毒性

## 水生毒性

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

## 水生毒性(急性) 成分データ

[日本公表根拠データ]

(トリエタノールアミン)

藻類(セネデスマス) ErC50=169mg/L/96hr (IUCLID, 2000)

## 水溶解度

(トリエタノールアミン)

100 g/100 ml (PHYSPROP Database, 2005)

## 生体蓄積性

(トリエタノールアミン)

log Pow=-2.3 (ICSC, 2003)

---

13. 廃棄上の注意

## 廃棄方法

廃棄物は、許可を受けた、産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。

---

14. 輸送上の注意

## 国連番号、国連分類

国連番号に該当しない

---

15. 適用法令

## 労働安全衛生法

有機溶剤中毒予防規則に該当しない。

名称通知危険/有害物(第57条の2、令第18条の2別表9):

トリエタノールアミン

化学物質管理促進(PRTR)法に該当しない。

消防法に該当しない。

## 適用法規情報

毒物及び劇物取締法に該当しない。

---

## 16. その他の情報

### 参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN  
Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 18th edit., 2013 UN  
Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)  
2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)  
2013 TLVs and BEIs. (ACGIH)  
<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>  
JIS Z 7253 (2012年)  
Supplier's data/information

### 責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。